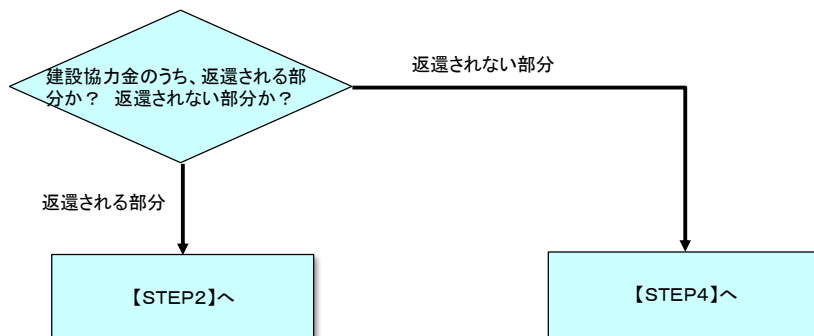


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第50回 「建設協力金の会計処理」
(※ 建設協力金に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】 返還の有無の判定



【STEP2】 へ返還される部分の
支払時の会計処理

賃借人が建設協力金を支払った際には、返済期日までのキャッシュフローを割り引いた現在価値を時価として認識する。そのため、割引計算が必要となる。そして、支払額と当該時価との差額は、長期前払家賃として計上し、契約期間にわたって各期の損益に合理的に配分する。

【STEP3】 へ返還される部分の
返還時の会計処理

建設協力金は、一般的に一定期間後に返還されるため、返還される前と後で会計処理が異なる。

(1) 建設協力金の返還が始まる前
長期貸付金は、割引計算された金額のため、契約期間に応じて利息をプラスする必要がある(利息法により計算する)。一方、長期前払賃料は、契約期間で均等に費用処理する必要がある。

(2) 建設協力金の返還が始まった後
上記(1)の会計処理に加えて、契約利率に応じた利息を受け取るため、受取利息を計上する。また、元本返還された金額を会計処理する必要がある。

【STEP4】 へ返還されない部分の
支払時等の会計処理

将来返還されない部分の額については、支払額で資産計上し、その後、賃借期間にわたり定額法により償却する。